

指名停止措置についての公表

1 指名停止を受けた業者に関する事項

商号及び名称	代表者職指名	主たる営業所の所在地
株式会社エレパ	代表取締役 上田 哲也	高知市南御座2番12号

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年10月16日から令和8年1月15日まで（3月）
指名停止の理由	株式会社エレパは、民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに、その請負金額が建設業法施行令第1条の2第1項に定める金額以上となる建設工事を請け負ったため。 このことが同法第28条第2項第2号に該当するとし、同条第3項に基づき高知県知事から営業停止処分を受けたため。 ※該当条項 香美市入札参加資格停止等措置要綱別表第2第20号に該当